

北海道における成年後見制度利用支援事業の現状と課題

武市 浩之

市立美唄病院

要旨

本研究では、北海道内市町村への調査を基に、成年後見制度及び利用支援事業の実態について把握することを目的とした。

有効回答を得た83市町村のうち、45.8%で利用支援事業を実施している一方、54.2%は実施しておらず、未実施群のうち42.2%は今後も実施は考えていないとの回答であった。

実施状況では、平成18年度から20年度の市町村長申立て件数で約2.2倍、利用支援事業助成実績（申立て費用）では約9倍の増加がみられた。未実施の理由では、ニーズが少ないとする回答が多かった。

成年後見制度や利用支援事業は、その重要性が理解される一方、財政的負担拡大の懸念は、実施群、未実施群共通の課題であり、権利擁護推進には、国や道による積極的な財政的支援が不可欠である。また、市町村が自信をもって相談対応するためには、バックアップする協力体制も必要であり、専門性を補完するための専門職団体との連携が重要である。

キーワード

成年後見制度、成年後見制度利用支援事業、権利擁護、市町村長申立て

I. はじめに

1. 研究の背景と意義

介護の社会化を訴え、平成12年に介護保険法が始まり、同時に成年後見の社会化¹⁾を目指して、それまでの家族中心主義的な禁治産・準禁治産の制度を改めた新たな成年後見制度が、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」などの理念を達成すべくスタートした²⁾。

成年後見制度は、制度施行丸8年^{注1)}を経過し、制度自体の認知度はかなり向上してきているが、瀬戸³⁾が指摘するように、最高裁判所の公表する利用状況⁴⁾⁵⁾⁶⁾からみると、その利用は依然低調である。

国では、これまでの社会保障システムを見直し、「措置」から「契約」による福祉サービスの利用などの整備を進めてきたが、契約のためには、本人の判断能力が保たれていることが前提となり、それが不十分な場合には、その能力を補完する仕組みが必要となる。能力補完としての成年後見制度は、その仕組みの難しさなどから、先に述べたように十分に利用されているとは言い難い状況にある⁷⁾。

高齢者虐待を論じる多くの文献⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾においても、こ

の制度が迅速かつ適切に活用されることが不可欠であると指摘されており、制度の有効利用が重視されている。一方で、この制度の利用を支援する「成年後見制度利用支援事業」（以下「利用支援事業」という。）の実施主体である市町村では、制度を十分に理解していないところもあり、行政の認識不足が指摘されている¹¹⁾。

利用支援事業に関する実態調査は、全国規模のものが平成14年に行われているが、すでに年数を経過しており、北海道における詳細な調査は、知る限りでは行われていない。

こうしたことから、北海道内の市町村でこの事業がどのように受け止められ、展開されているか、課題はなにか。一方、事業を行っていない市町村では、未実施の理由を明らかにし、今後どのような点を改善、補強していくことが必要かを検討する意義は高いと考える。

2. 研究の目的

本研究では、北海道内市町村への調査を基に、成年後見制度及び利用支援事業の実態について把握することを目的とした。

II. 研究方法

1. 調査対象と方法

調査対象は利用支援事業の実施主体である市町村、全道180市町村（35市130町15村）の利用支援事業（高齢者^{注2)}）担当部局とし、回答期間を平成21年4月6日

<連絡先>

武市 浩之

〒072-8555 美唄市西2条北1丁目1番1号

市立美唄病院 医療総合相談室

TEL：0126-66-1717(直通)FAX：0126-66-1718(直通)

E-mail：h.takeichi@city.bibai.lg.jp

から24日に設定した。

方法は、郵送調査法（アンケート方式）を用い、選択肢回答式（複数回答項目あり）で、一部自由記載による回答を求めた。各市町村の人口規模、高齢化率などの基本情報、利用支援事業の実施状況（相談件数、市町村長申立審判件数、助成件数等）といった数値的なもののほか、未実施の理由、課題や具体的な事例などについても、自由記載として回答を依頼。市町村の考え方や困惑していることなどについても調査を行った。

回収した調査票は、表計算ソフト（Microsoft Office Excel 2007）を用いてデータセットを作成した。一部 SPSS16.0 j for Windows を使用し、単純集計及びクロス集計を行った。

また、郵送調査法（アンケート方式）による状況把握を補足する形で、回答のあった2か所（利用支援事業実施1か所、未実施1か所）を直接訪問し、インタビューガイド8項目（①利用支援事業の必要性とその理由、②運用上の課題、③財政的課題、④制度自体の課題、⑤制度改善にあたっての意見、⑥制度に対する自治体の担うべき役割の範囲、⑦利用支援事業を取り巻く状況への意見、⑧その他）に沿って事業担当者から聞き取り調査を行った。（補足調査1）

併せて、市町村を統括する北海道に対し、各市町村における利用支援事業の実施状況をどの程度把握しているかを確認するため、電話にて聞き取り調査を行った。（補足調査2）

2. 倫理的配慮

調査対象の各市町村には、次の内容を書面において説明した。①個人を特定するような情報を問う設問はないこと。②得られた回答内容は、本調査目的以外に利用しないこと。③回答内容を数値処理するとともに、自由記載についても市町村名が特定できないよう配慮すること。④調査趣旨、回答方法について問合わせが可能のこと。

III. 結果

1. 回答市町村の状況

調査総数180か所に対し、有効回答数は83か所。回収率は46.1%であった。回答のあった対象とした市町村の特性を表1に示した。

高齢化率が平均で3割を超える状況にある一方、人

口5万人未満の市町村が86.7%を占めていた。

2. 成年後見制度利用支援事業の実施状況

利用支援事業を実施していると回答した市町村は、38か所（45.8%）で、未実施は45か所（54.2%）であった。

また、利用支援事業をどのような形で実施しているかについては、実施していると答えた市町村38か所のうち、「市町村独自事業^{註3)}」としたものが10か所（26.3%）、「介護予防・地域支え合い事業^{註4)}」からが6か所（15.8%）、「地域支援事業（任意事業）^{註5)}」からが22か所（57.9%）であった。

実施している市町村における利用支援事業実施要綱の有無では、32か所（84.2%）で「あり」と回答している一方、「なし」としているところも5か所（13.2%）見られた^{註6)}。

3. 実施内容

1) 相談件数

成年後見制度利用にかかる相談について、平成18年度から20年度までの3カ年度の状況を高齢者とその他^{註7)}にわけて尋ねたところ、高齢者では平成18年度に95件であったものが20年度では258件と2.7倍に、その他でも8件から18件（2.3倍）と、年ごとに相談件数は増加していた。また、その相談において虐待^{註8)}に関連したものも高齢者では、同様に1件から16件と増加していた。一方で相談がなかったとする市町村もあった。有効回答であった37か所のうち、平成18年度では16か所（43.2%）、19年度では13か所（35.1%）、20年度では12か所（32.4%）で相談がないとしている。

2) 市町村長申立て

市町村長申立てで審判請求した件数について、高齢者では平成18年度に11件（後見のみ）であったものが、20年度には24件（後見20件、保佐3件、補助1件）と件数の伸びが見られている。また、後見のみであった類型も、保佐、補助にかかる審判請求が見られるなど、件数は少ないものの類型種別も広がりを見せていく。

「市町村長申立てをしたことがあるか」との設問では、有効回答36か所中「なし」と答えている市町村が、平成18年度では28か所（77.8%）、19年度、20年度でもそれぞれ25か所（69.4%）を占めていた。

3) 市町村長申立審判

市町村長申立ての審判結果については、高齢者に

表1 対象とした市町村の特性（平均値±標準偏差）（n=83）

	男性	女性	全体
人口：人 (最小-最大)	13,625.8±27,272.2 616-165,549	15,098.0±30,930.3 615-189,010	28,827.3±58,155.9 1,231-354,559
高齢化率 ^註 ：% (最小-最大)			30.2±6.1 18.4-50.0

注：自治体1か所の欠損値あり

限ってみると、有効回答の38か所において、平成18年度では、後見が10件、保佐が1件、合計11件。平成19年度については、後見が7件、保佐が3件で合計10件。平成20年度では後見19件、保佐2件、補助1件、合計22件となっている^{註9)}。

4) 後見人等受任関係

後見人等受任関係では、3年間で親族が受任している例が3件と少なく、社会福祉士、司法書士、弁護士といった、いわゆる第三者の後見人が46人（行政書士1名を含む）に上った。その他としては、知人1名、関係不明2名であった。

5) 予算計上の状況

年度当初予算計上の状況については、申立費用、後見人等報酬、その他費用とを明確に分けて予算化している市町村がある一方で、総額（包括化）対応している市町村があった。また、高齢者とその他（知的障害者等）を分けていないところや具体的な事案が発生した段階で補正予算を計上するとした市町村もあるなど、取扱いには統一性がない状況であった。

6) 申立費用及び報酬助成実績

実際に申立費用の助成を行った額、市町村数では、平成18年度の高齢者への申立費用助成実績で4か所93,540円（実施市町村合計）だったものが、19年度では7か所535,865円（同）に増加しており、20年度においても8か所833,785円（同）と伸びている。後見人等報酬助成については、平成18年度、19年度と実績がなかったところであるが、20年度において1か所335,000円の実績があった。

7) 利用支援事業実施上の課題

自由記載回答では、後見人等の候補者確保の困難性や市町村長申立て時の親族調査の負担、報酬等継続的支出による財政負担の拡大について、課題として見ていく状況があった。

8) 職員配置

事業を担当する職員は、専従が18名（10.5%）、兼務154名（89.5%）と他の業務と兼務しているところが多かった。嘱託、臨時職員も配置されているが、正規職員がそのほとんどを占めていた。

また、職員の所有資格^{註10)}については、社会福祉士が18名、精神保健福祉士が4名、介護支援専門員が42

名であった。その他として、社会福祉主事、保健師、看護師、介護福祉士、一般行政職などがあった。

9) 利用支援事業未実施の理由

利用支援事業未実施の45か所に複数回答でその理由を尋ねたところ、「利用者もしくは利用希望者がいないから」が28件（62.2%）と最も多く、「職員配置が少なく手が回らないから」「専門知識を持っている職員がいないから」がそれぞれ18件（40.0%）であった。

今後の実施予定について、12か所（26.7%）で実施したいとしていたが、「実施できない状況がある」は14か所（31.1%）、「実施は考えていない」が19か所（42.2%）であった。実施したいと考えている市町村では、今年度中もしくは次年度からとしているところが、9か所（75.0%）であった。実施できない状況がある理由として、職員配置での人員不足、専門知識を有する職員の不在を挙げているものが、いずれも10件（22.2%）あった。

実施を考えていない理由では、利用者等がいないとしているものが16件（35.6%）と最も多く、次いで専門知識を有する職員の不在が10件（22.2%）であった。

10) 利用支援事業の有効活用の手立て

すべての市町村に対して、利用支援事業が有効に活用されていくためにはどのような手立てが必要かを尋ねた項目では、実施群と未実施群とに分けて表2に整理した。

いずれの群においても多く見られたものが、「事業そのものの市民への広報・周知活動の徹底」「社会福祉士会・司法書士会・介護保険事業所等関係団体との連携」であった。さらに、30%を超えた項目として、未実施群では、「事業実施のための十分な予算措置」や「担当職員に対する専門知識等教育機会の拡充」があった。

市民への広報・周知活動として効果があると考えているものとして、表3に示すとおりいずれの群でも、自治体広報紙への掲載を挙げているものがもっとも多かった。

連携が望まれる関係機関・団体では、表4に示したような状況が見られた。

11) 補足調査1（実地調査）

回答のあった2か所（利用支援事業実施1か所、未

表2 利用支援事業が有効に活用されるための手立て（複数回答）(n=83)

	実施群 件数（%）	未実施群 件数（%）	合計 件数（%）
事業実施のための十分な予算措置	13（15.7）	26（31.3）	39（47.0）
担当部署への適切な職員配置	16（19.3）	16（19.3）	32（38.6）
担当職員に対する専門知識等教育機会の拡充	21（25.3）	31（37.4）	52（62.7）
事業そのものの市民への広報・周知活動の徹底	30（36.2）	33（39.8）	63（76.0）
社会福祉士会・司法書士会・介護保険事業所等関係団体との連携	33（39.8）	33（39.8）	66（79.6）
その他	2（2.4）	2（2.4）	4（4.8）

表3 市民への広報・周知活動として効果的と考えられるもの（複数回答）（n=83）

	実施群 件数 (%)	未実施群 件数 (%)	合計 件数 (%)
自治体広報紙への掲載	22 (26.5)	35 (42.2)	57 (68.7)
自治体ホームページ等への掲載	10 (12.0)	16 (19.3)	26 (31.3)
講演会の開催	11 (13.3)	9 (10.8)	20 (24.1)
パンフレットの配布	17 (20.5)	21 (25.3)	38 (45.8)
市民対象の説明会の開催	16 (19.3)	14 (16.9)	30 (36.1)
専門職対象の研修会の開催	19 (22.9)	14 (16.9)	33 (39.8)
その他	3 (3.6)	0 (0.0)	3 (3.6)

表4 連携が望まれる関係機関、団体（複数回答）（n=83）

	実施群 件数 (%)	未実施群 件数 (%)	合計 件数 (%)
社会福祉士会	26 (31.3)	23 (27.7)	49 (59.0)
司法書士会	28 (33.7)	30 (36.1)	58 (69.9)
弁護士会	25 (30.1)	32 (38.6)	57 (68.7)
居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所	25 (30.1)	29 (34.9)	54 (65.1)
訪問介護、訪問看護等訪問系事業所	10 (12.0)	17 (20.5)	27 (32.5)
デイサービス、デイケア等通所系事業所	9 (10.8)	13 (15.7)	22 (26.5)
特別養護老人ホーム等入所系施設	14 (16.9)	16 (19.3)	30 (36.1)
グループホーム等地域密着型サービス事業所	14 (16.9)	14 (16.9)	28 (33.7)
医師会、医療機関	19 (22.9)	20 (24.1)	39 (47.0)
その他	9 (10.8)	2 (2.4)	11 (13.3)

実施1か所）への聞き取り調査の結果、共通する点として、財政的課題、特に予算の確保と継続的な支出行為が課題として挙げられていた。異なる点としては、ニーズ把握が十分でないと考える実施機関（町）に対して、未実施機関（町）では、家族等で十分に対応できており、ニーズはあまりないと対照的に考えていた。

12) 補足調査2（電話調査）

北海道では、利用支援事業の実施状況を正確に押さえてはおらず、介護保険地域支援事業における任意事業として事業化（地域支援事業交付金申請）している市町村のみを把握していた。これは、任意事業で事業化する場合、都道府県負担が発生するためであり、いわゆる市町村単独事業（市町村単費）で事業化しているものは、把握できていなかった。

平成21年度において、地域支援事業の任意事業として利用支援事業を実施している市町村は、総数180か所のうち、市が21か所、町が34か所の合計55か所（実施率30.6%）であり、村での実施は1か所もなかった。

IV. 考察

1. 市町村をめぐる現状と共通的課題

先行研究¹²⁾においても、利用支援事業の展開が各市町村で進んでいないことを指摘されているが、北海道内でも同様に、利用支援事業が十分に実施されているとはいはず、さらに、未実施の市町村では、今後も実

施は考えていないところが約4割もあり、一部の地域では今後の展開も期待できない状況であることがわかった。

事業実施上の課題として、国や道、専門職団体などの積極的支援、市町村が相談できる専門的機関、体制の確保を求めていた。このことは、市町村において十分に相談対応できるだけの体制が、いまだ確保されていない状況を示唆している。利用支援事業が有効に活用される手立てとして、未実施群で全体の約37%、実施群でも同様に約25%が、担当職員に対する専門知識等教育機会の拡充を求めており、専門的対応に苦慮している状況がある。

さらに、利用支援事業の担当職員は、正規職員が多いものの、他の業務と兼務しつつ、詳細な親族関係調査やケース内容の把握などをを行うことが求められ、いわゆるソーシャルワーク対応と調査事務とが混在しているなかで、専門性とともに事務的対応を求められている。親族の調査範囲は、二親等内の調査に縮小されたものの、事務量的負担は依然大きい。

また、利用支援事業が有効に活用されるための手立てとして実施群、未実施群ともに全体の約4割が社会福祉士会等関係団体との連携を挙げていた。成年後見制度をはじめとする権利擁護にかかる相談対応を、市町村のみで完結するのではなく、さまざまな機関との連携が、市町村の相談体制の不十分さや対応の不安要

素の補てんにつながる、と市町村では考えていると見ることができる。

今後、利用支援事業が有効に活用されるために、成年後見制度や利用支援事業にかかる市民への周知や理解の促進が必要だとしている市町村が、実施群、未実施群それぞれ4割近くあった。周知や理解が進めば、利用者が増加する可能性は高まり、必要な利用者による適切な活用が可能になるが、一方で、利用者拡大は、利用支援事業にかかる助成負担の増大につながる。財源不足に悩む多くの市町村としては、重くのしかかってくる事業負担の増加は、できれば避けたい事態であり、周知による利用支援事業等の浸透、それに伴う利用者の拡大と財政支出増加の比例構造は、事業運営上のジレンマといえよう。

2. 実施群の現状と課題、今後の問題点

成年後見制度の利用についての相談は、平成18年度から20年度にかけて倍増し、市町村長申立て件数も増加していた。さらに、利用支援事業の適用を受けたケースも増え、申立て費用の助成では9倍近く増加していた。当該助成を必要としている現実があり、それが顕在化してきていることの現れと見ることができる。

一方で、利用支援事業を実施している市町村の約7割が、いずれの年度においても市町村長申立てを行ったことがないとしている。これは、一定の市町村に偏って市町村長申立てが実施されているということができる。

また、後見人等報酬助成は、平成18年度、19年度では0か所、20年度にわずか1か所と低調な状況であった。当該助成が伸びない理由として、後見人等報酬助成はその業務が終了するまでの間、継続的に支出される可能性が高く、その継続性が故に市町村は財政負担が増大していくことを懸念しており、適用には慎重にならざるを得ない実態も浮かび上がってきた。

3. 未実施群の現状と課題、今後の問題点

利用支援事業を行っていない理由は、「利用者もしくは利用希望者がいないから」と答えたところが未実施群全体の約6割に上った。

利用支援事業を実施している市町村では着実にケースが増えているにもかかわらず、該当するものがないとするのは、状況からみて考えにくい。利用者がいないとする背景に、十分なニーズ把握が行われていないことが考えられ、もしくはニーズがあったとしても、そのニーズに関係者が気付いていないことがあり得る、と考えるほうが妥当性は高い。

このような状況がありつつも、未実施群45か所のうち、約3割が少なくとも実施したいとの意向を示し、実施したいができない状況があるという回答も約3割と、何らかの形で前向きに取り組みたいと考えていた。

実施したいができない状況について、実地調査等から推測する限り、実績や明らかなニーズがないとされ

るなかで、事業化にあたって行政内での十分な理解が得られず、予算措置が困難であることが阻害要因の一つと捉えることができる。また、職員配置での人員不足は、市町村の抱える厳しい財政事情による職員採用抑制の反動として、さらに、専門知識を有する職員の不在については、定期的な人事異動や専門職採用が行えないことがその理由として考えられる。

一方で、未実施群の約4割でいまのところ実施は考えていないと回答している。このことは、当該市町村では今後も、少なくともすぐには、利用支援事業を利用できないことを意味している。

今後も実施は考えていない理由として、ここでも、利用者もしくは利用希望者がいないことが最も多かった。これらの市町村では地域的に、利用支援事業等の必要性は薄いと考えていることがうかがえる。

実地調査においても、未実施の市町村では、家族対応や他の事業などでの対応で、十分に対処できているとのことであった。先行研究¹³⁾にみられた日本における家族間の契約問題の曖昧さや、伝統的パートナリズムによる代理権の行使が、この背景に存在していると考えられる。

実地調査を行った未実施機関（町）のような比較的人口規模の小さい市町村では、ある種の地域密着的な関係性のなかで、問題の解決が図られているとも考えることができる。

4. 国及び道、専門職団体等への期待

地域支援事業の考え方として、介護給付費（給付見込額）の3%以内と規定されている予算枠の縛りがある^{註11)}。この予算枠は、包括的支援事業等に位置付けられる各事業の総額抑制として働いており、他の優先すべき事業を積み上げた結果、利用支援事業にまで十分に予算配分されない状況が生まれている。

国の制度としての成年後見制度が、国民の権利擁護の主軸を担うとすれば、その申立て等利用を適切に促すための利用支援事業もまた、国が本来行うべき重要な事業と位置付け、市町村に事務を任せる（法定受託事務^{註12)}とする）など、財政的支援などを含め、すべての地域で利用できる体制確保の構築が必要であろう。

成年後見制度や利用支援事業を適切な利用につなげ、国民の権利擁護を推進するためには、積極的な国の支援が必要なことは言うまでもない。成年後見制度が国民の権利を擁護するための国の制度であるならば、利用支援事業もまた、国が責任を持って展開すべき事業と捉えることができる。「地域の実情に応じた創意工夫を生かした事業」の展開が、市町村への丸投げとならないためにも、市町村が柔軟に対応しうる事業体制を維持しつつ、国の利用支援事業に対する責任の所在を明らかにすることが望まれる。

また、道や専門職団体に対しても、今以上に積極的

な関与、協力を求めた意見は多く、特に法律に関係する専門的な相談窓口の開設等を期待する声が大きい。司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体がリードする形で、市民からの相談だけではなく、市町村からの問い合わせや相談に応じる体制についても、今後さらに強化していく必要があろう。特に、規模の小さい市町村で不足することが多い専門性を補完する意味でも、その役割は重要である。人事異動で専門職の固定配置が難しい市町村では、関係機関との連携、ネットワークの構築で、それらの弱点を補うことが可能となると考えられ、継続性のある支援の展開につながるであろう。

V. 本研究のまとめと今後の課題

1. まとめ

今回の調査では、約54%が利用支援事業を行っておらず、十分な事業展開がなされていない。一方で、当該事業に対して積極的に取組み、実績を挙げているところもあり、市町村で格差がみられた。

実施群における成年後見制度の相談件数や市町村長申立件数、申立助成等の状況などの増加傾向は、成年後見制度の意義が認識され、権利の保護を要する状況が拡大していることを意味する。一方で、未実施群では、利用支援事業に対するニーズは少ないとする状況があり、実施自体を検討していない市町村もある。

財政的負担の拡大等にかかる懸念は、実施群、未実施群ともに共通の課題であった。必要性の高い事業として位置付けたとしても、昨今の厳しい財政事情から考えると、事業費の明らかな拡大が予想される状況では、二の足を踏まざるを得ないことは十分に理解できるところである。

利用支援事業の実施においては、市町村単独ではなく、国や道、専門職団体からの積極的な支援が期待されている。国庫拠出等の財政的側面のみならず、専門性を補完するための支援として、司法書士会、社会福祉士会等などのバックアップは、利用支援事業を展開していく上で重要な意味を持っている。

2. 本研究の限界と今後の課題

今回の調査においては、対象の市町村180か所のうち、83か所（46.1%）の回答にとどまった。全体の半数に届かない状況のなかで、具体的な状況を述べるには、データ数としては寡少と言わざるを得ない。

予算状況について、市町村においては包括的に予算計上しているところや、実際に事案が発生した段階で、補正予算で対応するとしているところもあるなど、十分に実態を把握することができない点があった。地域支援事業における予算配分のより具体的な把握は今後の課題といえる。

また、利用支援事業において、ニーズがない、もしくは少ないとする市町村の状況については、今回の調

査からは具体的な把握はできていない。地域の社会性、住民意識や家族関係性などによる代替が、利用支援事業を行う必要がないとする理由の一つにも挙げられているが、その地域の社会特性については、社会学的視点から研究する必要があろう。

成年後見制度や利用支援事業は、実際には知的障害者、精神障害者を含めた権利擁護施策としても機能している。同じような体制で事業が行われているところであるが、これらの点については、今回は高齢者領域を扱うこととして、具体的な調査を行わなかった。「権利擁護」という視点からは、全体像として把握していくことも、今後検討していくべき残された課題である。

謝辞

本研究の調査にご協力くださいました各市町村高齢者担当部局他関係者の皆様に感謝申し上げます。

なお本論文は、平成21年度北海道医療大学大学院看護福祉学研究科臨床福祉学専攻修士論文を加筆・修正したものである。

註

- 1) 平成21年4月現在（調査時）
- 2) ここでいう高齢者とは65歳以上の者をいう。調査にあたっては、調査票にこのことを明記した。
- 3) 利用支援事業をどの段階で行っているかについては、開始時期によって国庫補助を活用できる制度が異なっている。ここでいう「市町村独自事業」は、介護保険関連の国庫拠出がない、いわゆる市町村の一般財源のみで事業を賄っているものを指す。
- 4) 「介護予防・地域支え合い事業」は、平成13年4月1日から実施されている事業で、介護予防施策、生活支援施策の推進を図るために、厚生労働省老健局長から実施要綱にかかる通知が発出されている。（老発第213号 平成13年5月25日付）
- 5) 「地域支援事業」は、要介護状態等の予防、地域における自立した日常生活への支援を行うため、「地域支援事業実施要綱」として平成18年4月1日から適用する旨、厚生労働省老健局長から通知が発出され、当該通知をもって「介護予防・地域支え合い事業の実施について」は廃止されることになった。
- 6) 調査段階で作成中としている自治体が1か所あった。
- 7) 障害者（知的障害者、精神障害者）などを想定している。
- 8) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示されている「身体的」「心理的」「経済的」「性的」「放任、放置（ネグレクト）」及びこれらに準じ

- る内容のものとしている。
- 9) 市町村長申立て件数と審判件数とが一致していないのは、事案の年度繰越や申立ての取り下げ、類型変更等があったと考えられる。
 - 10) 複数資格を有している場合は、重複して記載してもらった。資格ではないが、一般行政職で対応している自治体で、その他として記載されたものも多くみられた。
 - 11) 介護保険法第115条の44第3項に規定されており、介護保険施行令第37条の13第1項に具体的に示されている。地域支援事業では、いわゆる給付見込額の3%以内となり、そのうち、介護予防事業及び介護予防事業を除く地域支援事業（包括的支援事業及び任意事業）はそれぞれ2%以内とされている。
 - 12) 地方自治法第2条第9項に規定されており、うち国が本来果たすべき役割に係るもののが第一号法定受託事務、都道府県の役割に係るもののが第二号法定受託事務とされる。

文献

- 1) 白石和明、新井誠. 成年後見制度を取り巻く現状と課題. 月刊日本行政2009; 439: 6-14.
- 2) 小林昭彦、岩井伸晃、関隆男、他. 「わかりやすい新成年後見制度」, 新版, 小林昭彦、大鷹一郎編, 有斐閣, 東京, 2000年, pp3-6.
- 3) 濑戸秀文. 成年後見制度を適用困難としている因子について. 司法精神医学2008; 3(1): 29-36.
- 4) 最高裁判所事務総局家庭局. 成年後見関係事件の概況 平成18年4月～平成19年3月,
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html> [2009, June 6].
- 5) 最高裁判所事務総局家庭局. 成年後見関係事件の概況 平成19年4月～平成20年3月,
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html> [2009, June 6].
- 6) 最高裁判所事務総局家庭局. 成年後見関係事件の概況 平成20年1月～平成20年12月,
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html> [2009, June 6].
- 7) 前掲 1)
- 8) 滝沢香. 高齢者虐待における成年後見制度の活用. 保健の科学2007; 49(1): 31-34.
- 9) 山下興一郎. 高齢者虐待対応や権利擁護における地域包括支援センター等の役割と課題. ソーシャルワーク研究2008; 34(2)通号134: 114-121.
- 10) 川並利治、大國美智子. 大阪における高齢者の権利擁護の実践と課題. 老年精神医学雑誌2007; 18(4): 382-387.
- 11) 武藤忠義、田中和代. 成年後見制度を担う社会福
 社士の育成について. 中部学院大学・中部学院大學短期大学部研究紀要2008; 9: 167-171.
- 12) 金久保典子. 東京都における区市町村長申立ての状況とその課題. 実践成年後見2003; 4: 20-26.
- 13) 田代勝良. 成年後見制度利用支援事業の現状と課題. 地方自治経営学会誌2003; 9(2): 156-163.

受付: 2010年11月30日

受理: 2011年2月2日

Current situations and issues of adult guardianship support system in Hokkaido

Hiroyuki Takeichi

Bibai City Hospital

The aim of this questionnaire to Hokkaido municipalities was to understand better the circumstances surrounding the adult guardianship and support system.

Among those responding to this survey, 45.8% are now participating in the program and 52.8% are not. Among the latter group, 42.2% responded that they have no plans to do so in the future. Among participants, both the number of additional applications and supplementary grants showed a marked increase. Conspicuously, the non-participant group showed less need for such assistance.

Bearing in mind the importance of this adult guardianship and support system, it can be said that financial anxieties are common to both participants and non-participants. Positive financial support at the national and prefectural levels will be indispensable for the program's effective advocacy.

Moreover, in order for the municipalities to provide consultation with full confidence, they will require back-up cooperation; they will need supplemental coordination from groups of competent specialists.

Key words : Adult guardianship

Adult guardianship support system

Advocacy

Municipal applications